

入札監理小委員会
第682回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第682回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和5年3月15日（水）16：50～17：22

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 実施要項（案）の審議
○エネルギー消費統計調査（経済産業省）
3. 閉会

<出席者>

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、生島専門委員、尾花専門委員、川澤専門委員、三輪専門委員

（経済産業省）

資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室	西田室長
〃	田切室長補佐
〃	渡部資源エネルギー調査専門職

（事務局）

岡本事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

(経済産業省入室)

○事務局 それでは、審議を始めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、中川主査、進行をお願いいたします。

○中川主査 それでは、ただいまから第682回入札管理小委員会を開催いたします。

初めに、エネルギー消費統計調査、実施要項（案）について、経済産業省資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室、西田室長から御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○西田室長 エネ庁の戦略企画室長の西田と申します。よろしくお願いいたします。

本日はお時間いただきましてありがとうございます。私のほうからエネルギー消費統計についての競争入札の実施要項ということで御説明させていただきますけれども、まず、資料A-3という横のパワーポイントを見ていただいて、そもそもエネルギー消費統計調査というのはどういう位置づけでということを中心に御紹介させていただきたいと思っております。

今、御案内のとおり、エネルギー情勢は非常に不透明な状況になってきていまして、ロシア・ウクライナ危機を契機として、非常に先行きも見通しが難しい状況になっています。

脱炭素と安定供給という難しいテーマを両立させながらやっていかなきゃいけないという中で、次の一手を考えるためにも、エネルギー関連の統計というのは極めて重要なベースとなるものでありまして、ページ番号を書いていませんけれども、1枚めくっていただいて、エネルギー関連統計の整理というのを見ていただくと、左側のエネルギーバランス表（総合エネルギー統計）というところに全て集約されていくわけですが、まさにこれを見ながら足元はどうなっているのかということ、過去のトレンドから足元はどうなっているのかというのを把握しながら、では、この先どうしていくのかということを考えていくというところで、この統計が全ての政策の基礎になっております。

総合エネルギー統計自体は、その上に書いてありますけれども、今回のエネルギー消費統計調査とか、その他各種統計とありますが、相当数の各種の統計をインテグレートしてつくっております。

その中でも、このエネルギー消費統計調査というのは非常に重要な位置づけ、今度、右側を見ていただくと、消費サイドの統計ということで、主に中小事業所のところ、オレンジの部分を対象として把握させていただいているというところでございます。

次のページを見ていただきますと、この調査を正式に始めたのが、上の青いところに書

いてございますが、平成20年度からというところでありまして、それまでは各種の統計なんかを使いながら推計していたものを、より実態に即したものであるということで、平成20年度からこのエネルギー消費統計調査を始めておりますけれども、特に今後、中小事業所の脱炭素化をやっていく上でも、そうしたところの動向を見る上では非常に重要になってきていまして、対象数も、その下の対象数を見ていただくと、約18万事業所というところで、非常に幅広い業種の皆様にも御協力をいただきながらやっているというところがございます。

最後のページを見ていただくと、このエネルギー消費統計調査のある種兄弟的なところとして、石油等消費動態統計という基幹統計がございまして、こちらはより歴史は古く昭和56年から開始をしておりますが、ここは主に大規模製造業9業種を中心に1,300事業所でやっておりますけれども、それにはまらない外縁の世界をこのエネルギー消費統計で推察をしているという実態になっております。

なので、今回この統計調査を継続的にしっかり取り続けるということは、エネルギー政策を進める上でも、本当に根幹に関わる部分というのが、まず前提ということでございます。

その上で、今回の市場化テストということでございまして、もともと平成27年度の頃から、この市場化テストというところの議論をさせていただいておりましたけれども、今回、市場化テストをどうするかというところで、実際にやっていくということにさせていただいてございまして、いろいろと総務省からもお知恵をいただきながら、次、A-2の実施要項に入っていきますけれども、より参入障壁を下げるべく、実施要項の時点でより分かりやすい表記なども工夫しながら作成をさせていただいておりますので、その点について、本日は御意見をいただければと思っております。

この実施要項を見ていただきますと、主に大きな変更点のところを御説明させていただきたいと思っておりますけれども、まず1ページ、概要のところ、Ⅱ. エネルギー消費統計調査の概要というところを、より丁寧に書き下してございまして、18万事業所を対象に20年以降ずっとやっていると、この統計の意義といったところをしっかりと丁寧に記載をしているというところですか、あと、若干技術的ですけども、5ページを見ていただきますと、それぞれの名簿を、この統計調査は18万事業所やりますので、まず、名簿をどうつくっていくのかというところとか、そこから、実際に調査票を送付して回収していくというスケジュール感、そこが結構見えないというところも参入の壁になっているという可

能性もありますので、例えば5ページでありますと、調査名簿を作成するタイミングが10月から翌年3月頃までかけてやっていただくとか、それから、7ページになりますが、調査関係書類をどのタイミングで印刷してもらうかという時間軸のタイミングを明記させていただいております。

それから、11ページ以降ですけれども、事前案内をいつ頃のタイミングで、3月から9月というタイミングで用意をして、調査関係書類を実際に発送するのは翌年の4月頃というようなことを書いてございます。

それから、12ページですけれども、問合せがいつ頃発生するかということとか、その下、(6)調査票受付・画像化处理、その辺の実際の手作業として発生するタイミングはいつ頃か、あと、督促がどの程度の頻度で発生するかといったようなことも記載をしております。

それから、14ページ以降は、その後のプロセスとして、審査・疑義照会、データの修正、補正なんかにどのぐらいの期間がかかるか、これも事業者数が多いですから、やはり4月から9月頃というふうに実際にかかっているということと、あと、名簿の整備とか、作業報告書を作成するタイミングはいつ頃かという、こういった時間軸を丁寧に書かせていただきました。

それから、17ページですけれども、当然ながら統計調査自体は入札でやっておりますので、特に事業者が替わったタイミングで、まさに今回なんかもそうなのですけれども、前の事業者からのノウハウの引継ぎというのが非常に重要になってきますので、自分たちが入ったときにどういう前提条件でその事業をやれるのかということが、入札いただく事業者に分かりやすくなっている状態というのも極めて重要だと思っておりますので、この5.業務の引継ぎというところで、現行事業者から、要するに前の事業者からの引継ぎを受けてくださいということと、実際に当該事業者が任期満了で交代するという場合には、次の事業者にもちゃんと引継ぎを行ってくださいねということを明記させていただいて、そのノウハウの伝達みたいところがスムーズにできるように、前の事業者と、現に入る事業者という双方に対してお願いをするということも明記させていただいております。

それから、ページを飛んでいただきますと、これは、これまでも別の書類では示していましたが、21ページですが、評価のところでは技術点と価格点をどう見ているのか、そういったことも今回の要項の中に明記をしていくとか、それから、

22ページの下のところでございますけれども、必要となる情報の、従前の事業がどう

いった体制でやられていたかとか、そういったところの情報もあらかじめ入手できるように整えますというところも、あらかじめ示していきたいと思っております。

具体的な改善点として、大きいところは以上のおりでございまして、こういったところを明記することで少しでも参入障壁を下げ、応募いただける事業者の数を増やしていきたいと思っておりますので、さらに必要な改善点等があれば、本日御意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは、以上であります。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

今、御説明いただきました資料A-2でございます。17ページ目でございます。5. 業務の引継ぎと書かれた部分でございます。これの（2）を拝見しますと、期間満了の際の引継ぎという項目があって、この中で、第2パラグラフ辺りでございますか、次回の事業者に対して引継ぎを行うものとする、そして、特に調査名簿の作成業務については、業務マニュアル等をつくると書かれてございます。それを引き継ぐと書かれてございます。

通常、実施要項等でこういうマニュアル等を引き継ぐ場合については、著作権関係はどう整理するかについて記載があることが多いのかなという印象を持っていますが、この辺り、著作権関係の処理は、エネルギー庁はどのように整理をなさっているのでしょうか。

○西田室長 そのところは、ここに明記していないのですけれども、基本は委託事業になりますので、一義的にはエネ庁のほうに著作権の関係は帰属するのかなと思っておりますが、そこをベースに総務省とも相談して追記できるところは追記をしていこうと思っております。

○辻副主査 なるほど。現時点の整理では、著作権の一切合切は、受託業者からエネルギー庁のほうに移転するというのを予定なさっているということ。

○西田室長 基本はそう思っております。

○辻副主査 そうしたら、詳細な条文の書きぶり等、事務局と詰めていただければと思います。一点目は以上でございます。

○西田室長 はい。

○辻副主査 それから、もう一点でございますけれども、業務マニュアルの内容、恐らく初めて手を挙げる方々は、そのクオリティーについてかなり真剣な関心をお持ちになると想像するのですが、マニュアルの内容のクオリティーのレベルをどのように担保なさることを予定なさっているのでしょうか。

○西田室長 今回、事業者が替わりましたけれども、新しい事業者からも、かなり御不安というか、どうしたらいいのというところがありましたので、そのときの経緯なども踏まえて、しっかりと担当のところで見たいこうかと、まずは、今のところは思っております。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。以上でございます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明どうもありがとうございました。実施要項の7ページですとか、11ページに、事前の案内ですとか、調査関係書類の印刷といったところについて、どのくらいのスケジュール感かというところをお示しくださったと理解しております。なかなかスケジュール感が分かりにくいと、事業者にとっては非常に貴重な情報だと思うのですが、だからが故に、もう少し時系列で取組がどういうふうに移っていくかというのが分かるような形だといいいのではないかなと思います。

例えば、名簿の作成が10月から翌年3月となっているのですが、調査関係書類の印刷も10月から3月となっていて、名簿の作成は恐らく印刷したりだとか、適宜修正していくようなものなのかもしれないのですが、恐らく、名簿の業務にどのくらいのマンパワーがかかるのかみたいところが、もう少し分かるような形で、時系列で表現できないかなと思ったので、その辺り、もう少し期間を区切ったりという意味で、いかがでしょうか。重複がないような形で期間を区切れないのかなと思ったのですが。

○西田室長 参考5、こちらのほうに全体の名簿をつくっていく上でのスケジュールとかをお示ししておりますけれども、確かに人日とかそういうところの情報は、ここには入っていませんので、また、その辺は工夫の余地があれば、総務省にも、お知恵をいただきながら検討していきたいと思います。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。情報開示の実施に要した人員のところ、令和3年度の実施体制について、業務の種類で、何人ということは丁寧にお示しなさっているのですが、スケジュール感を加えて記載していただくようであれば、そのスケジュール感の区切りをもう少し分かりやすくしたほうがいいのかと、細か

いですがけれども。

○西田室長 分かりました。ありがとうございます。

○川澤専門委員 あと、もう1点が、18ページに、民間競争入札に参加する者に必要な資格の5ポツで、説明会に参加した者または資料入手者であることという資格要件があると思います。

これは、説明会資料入手というのは、いわゆる調達ポータルとか、そういうので入手した方でも可能という理解でよろしいのでしょうか。

○西田室長 はい。そういう理解で大丈夫だと思います。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 生島委員、お願いいたします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございます。実施要項の22ページの情報の開示の部分についてお伺いしたいのですが、こちらの2. 資料の閲覧の部分なのですが、追加で見たい調査関係書類とか報告書とかについては、閲覧可能とするということなのですが、これらの閲覧の際というのは、資料はコピーを取ってもいいのでしょうか。その場で見るだけだと、報告書とかすごく多いかなと思うのですが、お借りしたりとか、そういうのはできるのかなという。

すみません、こちらだけじゃないのですが、役所の閲覧というときに、いつもそこに行って見ていいよと言われるのですが、なかなか資料のボリュームが多いときに、読んだだけで頭に入るのかなというのがあって、もし貸出し、もしくはコピーなりを取らせてもらえたり、写メでもいいのですが、あると助かるなというのが、個人的にはいつも思っていて、その辺りが、もし機密性がなければ、閲覧させていただけるだけでもありがたいかもしれないけれども、なかなかボリュームの多い資料だと、そこが大変なので、御配慮があるとありがたいのかなというのが、まず1点ございます。

○西田室長 当然、見ていただく以上は、なるべく利用される方の利便性向上に資するようにしたいと思っていますので、一応、今、誓約書を41ページにつけていまして、その誓約書を書いていただいた上でということになると思っていますが、その場合にコピーをお渡しするのか、お渡ししてコピーしていただくのか、こちらはまだ詰め切れていないのですが、あと、実費的なコピー代をどうするのかとか、その辺、整理が必要かもしれませんので、基本的には、見ていただく以上、利用される方の利便性にかなう形でやっていきたいと思っていますので、具体的にどうするかは検討したいと思います。

○生島専門委員 分かりました。もし、そういうふうにしていただけると大分いいのかなと思います。

○西田室長 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

○生島専門委員 可能な範囲で、すごく助かると思います。

すみません、もしお聞きになっていたらなのですけれども、これまで受託していた事業者がおやめになられる際に、やりづらいつころの点とか、改善点みたいなどころとか、何かそういうアドバイスなどがあって、今後に参考にできるものはあつたりするのでしょうか。

○西田室長 これまで受託していた事業者が今回手を挙げられなかつた理由は、本事業の性質に起因するものではないと聞いています。やっているところでの改善点ということで、具体的に何がということとは特段聞いておりませんで、むしろ、今回、顕在化したのが、いかに引き継いでいくかという、そこの難しさを非常に痛感したところでありまして、したがって、先ほどの引継ぎのところとか、そこがまさに今回のトランジションのすごい大きな教訓かなと思っています。

○生島専門委員 なるほど。でも、今回、顧客名簿というか、調査名簿のデータベースというのは、資源エネルギー庁に著作権が移転するわけですから、今後に関しては、新しい業者に、例えば毎回替わっていても、そこの引継ぎの難しさというのは減っていくと考えてよろしいのですよね。

○西田室長 多分、その会社の持っているシステムとの接合とか、事業者によってよく使うシステムの仕様は異なるので、比較的、今年度の前事業年度事業者からの引継ぎよりは、引継ぎの慣れという意味では習熟度が上がっていると思うのですけれども、実際にやってみる中で、仮に、次また替わる場合に、その事業者が使っているデータベースの扱う土台がどうなっているかとかにもよると思うので、必ずスムーズに行きますという自信はまだないですね。

○生島専門委員 なるほど。これは例えばなのですけれども、次に替わつた業者、既存業者が不本意に入札に落ちてしまつて、それで引継ぎをしなきゃいけないときに、あまりハッピーでない状態で引継ぎをするようなことがあつて、でも、そのとき著作権をはっきりエネ庁が持つということであれば、そんなに変なことにはもちろんならないとは思つたのですけれども、情報の出し惜しみとかをされてしまつたりとかすると、すごく困つてしまうのかなと思つて、変な話、競合他社に移つた場合とかに、出し惜しみじゃないですけれど

○西田室長 はい。

○浅羽副主査 あと、50%のところ、理由いかんというようなことがあるのですけれども、これは別に50%以上だと明らかに加点が少なくなるとか、あるいは基礎点がもらえないとか、そういうことではないのですよね。

○西田室長 そういうことではないです。

○浅羽副主査 納得できる、あるいはそこに合理的理由があれば必ずしも、場合によっては、そのほうが点数が高くなることだってあり得るとも読めたのですが、そういう理解で間違いないでしょうか。

○西田室長 そうです。

○浅羽副主査 ありがとうございます。私から確認したかった点は以上です。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。辻先生、生島先生からは、引継書等の著作権の帰属というのをしっかりと明記させたほうがいいのではないかという御指摘、川澤委員からは、印刷だったりとか、そういうスケジュールの部分が時系列ではっきりしていない部分もあるので、そこを明記する形で工夫できないかということ、御指摘それぞれございましたので、事務局と資源エネルギー庁とで書きぶりの調整、相談をして、また御報告したいと思います。以上です。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、本日の審議を踏まえ、資源エネルギー庁におかれまして、引き続き御検討いただきまして、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(経済産業省退室)

— 了 —